

1 福島県地球温暖化対策推進計画の計画期間延長について

(1) 延長期間

現行計画の計画期間（終期：令和2年度）を令和3年度まで延長する。

(2) 延長する理由

- 県の最上位計画である次期「福島県総合計画」（以下「総合計画」という）については、新型コロナウイルス感染症の影響により策定時期が延期されていたが、今般、計画の始期を令和4年度とすることが示された。
- 福島県地球温暖化対策推進計画は、総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画の個別計画に位置づけられており、福島県環境審議会（令和3年2月1日開催）において、環境基本計画の計画期間延長について了承されたことから、総合計画及び環境基本計画との整合を図る。

したがって、次期計画の始期を令和4年度（2022年度）とする

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和3年6～7月 次期計画の素案の検討、パブリックコメント等

9月 次期計画（案）の検討

10月 次期計画の決定